(改正された)戸籍法・住民基本台帳法による「統一請求書」に関する論点

京都府行政書士会「行政書士制度推進委員会」 副委員長 宮原賢一

改正された住民基本台帳法第 12 条の3において、「特定事務受任者」として八 士業(行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、 弁理士、海事代理士)が規定されています。(改正された戸籍法施行規則第 11 条 の2 では「弁護士等」の表現になっています。)

これらの「士(サムライ)」は自ら戸籍・住民票等の交付請求を行うか、自らの使者として補助者等に交付請求を任せています。この場合、守秘義務に準じて処理を行うのは士業として当然ですが、この当然なことがその士業の法令上で規定されていない部分があるとしたら、法令に準拠してという観点から見ると多くの問題点を内包していると考えられます。

以下にその論点を示しながら、皆さん方の判断を仰ぎたいと考えています。

1.職務遂行上における「士」の守秘義務

いわゆる「士」にあっては、以下の通り各業法で守秘義務に関し規定されています。これらの規定からも、依頼者の秘密を守るという観点からすると、○○士本人がその職務に関して統一請求書を用いて交付請求を行うことは何等問題がありません。

行政書士法第 12 条(秘密を守る義務) 弁護士法第 23 条(秘密保持の権利及び 義務) 司法書士法第 24 条(秘密を守る義務) 土地家屋調査士法第 24 条の 2(秘 密保持の義務) 税理士法第 38 条(秘密を守る義務) 社会保険労務士法第 21 条 (秘密を守る義務) 弁理士法第 30 条(秘密を守る義務) 海事代理士法第 19 条 (秘密を守る義務)

2.職務遂行上における「補助者」の規定

ところが、〇〇士に雇用されている補助者又は事務職員が、統一請求書を用いて 交付請求を行う場合にあっては、一部の士業に関しては、その業法上に補助者等に 関する規定がないという問題点が存在しています。

その法令上に「補助者」に関する規定がない場合には、補助者についての「指揮・ 監督権・依頼者に対する守秘義務」等が脆弱になることは想定できますし、正式に 「補助者」という名称を用いることもできません。

単なる事務員、職員、従業員ということになるのか、さもなくば〇〇士の独自判断に基づく職名か、若しくはその所属会が会則上の規定から補助者と呼称しているに過ぎないことになります。

その法令上に規定がない以上、士業の会則等で規定する外はないのですが、それで全く問題無しとすることには賛成できません。

「補助者等に関する規定(守秘義務を含む)がある士業」

- ・行政書士・・・・行政書士法第 19 条の 3 (行政書士の使用人等の秘密を守る義務) 行政書士法施行規則第 5 条 (補助者)
- ・社会保険労務士・社会保険労務士法第27条の2(開業社会保険労務士の使用人等の秘密を守る義務)
- ・弁理士・・・・・弁理士法第77条(弁理士の使用人等の秘密を守る義務)
- ・税理士・・・・税理士法第 41 条の 2 (使用人等に対する監督義務)、第 54 条(税理士の使用人等の秘密を守る義務)

「補助者を置くことに関する規定がある土業」

- ・司法書士・・・・司法書士法施行規則第25条(補助者)
- ・土地家屋調査士・土地家屋調査士法施行規則第23条(補助者)
- 「業務取扱いの例外的な規定がある士業」
- ・海事代理士・・・海事代理士法施行規則第 14 条 (他人に業務を行わせることの禁止)・・但し、他の海事代理士に行わせる場合又は単に事務の補助をさせる場合は、この限りでない。)

「補助者等に関する規定がない士業」

・弁護士

平成15年1月27日、日弁連弁護士業務改革委員会は「パラリーガル認定制度」を設けるよう答申しました。その答申書の記述には、「・・・現在においても、パラリーガルの名称を付与している、していないにかかわらず、実質的に法的基礎知識を有し、実務に精通し、一定の裁量権を弁護士から具体的に付与されて法律事務を処理している弁護士補助者は、多数存在していると認められる。」としてその内実を自ら明らかにしています。

パラリーガルの定義については「法律事務所に雇用される者のうち、弁護士の指導・監督に従い、弁護士業務の一部を担当し、遂行する弁護士の補助者で、日本弁護士連合会より基礎的な法的知見を有すると公認を受け、単位弁護士会に登録されたもの。」と規定しようと提案しています。

これは、商売としての弁護士業務をいかに効率よくこなしていくかを目標とした、いわゆる法律事務に関する「分業」の認定制度であるということが出来ます。こんなことでは、日弁連のパラリーガル認定制度は、補助者に弁護士法の規律から逸脱した一定の裁量権をも付与するという、弁護士業務の本質から外れた「下請け制度」の構築を目指していることになってしまいますし、その身内から第72条の崩壊を促進することにもなりかねません。

3.「職印」に関する規定

「法令上に職印に関する規定がある士業」

- ・行政書士法施行規則第9条(書類等の作成) 第16条(職印)
- ・司法書士法施行規則第21条(職印) 第28条(書類の作成)
- ・土地家屋調査士法施行規則第20条(職印) 第26条(書類等の作成)
- ・海事代理士法第9条(登録)第20条(業務に使用する印章)

「法令上に記名・押印の規定がある士業」

- ・社会保険労務士法施行規則第16条、第16条の3(記名押印)
- ・税理士法第33条(署名押印の義務)

「法令上に職印に関する規定がない士業」

- ・ 弁護士
- ・ 弁理士

法令上に記名・押印の規定がある士業については、「職印」の存在が推定されますが、法令上にその業務で使用する「職印」の規定がない士業は、前述したように会則等において「職印」に関する規定を定める外ないのですが、業務上使用する機会の多い資格者たる証の「職印」については、統一請求書にも「職印」の押印欄がありますので、会則上ではなく、その法令上において規定しておくべきは当然であると考えられます。

法令上に何等手当てがなく、民間団体の定めた会則に規定がある「職印」の使用を有効なものとして、法令(戸籍法施行規則・住民票の交付に関する省令)上において取扱うことは避けるべきです。

4.「統一(職務上)請求書」の使用

海事代理士の場合

海事代理士法

- 第9条 海事代理士となるには、海事代理士名簿に左の事項について登録を受け なければならない。
 - 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 事務所の所在地
 - 四 業務に使用する印章
 - 五 第6条の証書の番号(第2条第1号に該当する者に限る。)
- 2 地方運輸局長は、海事代理士となる資格を有する者が、前項の規定により登録の申請をしたときは、その者が欠格事由に該当する場合を除く外、遅滞なく登録をしなければならない。

戸籍法施行規則第 11 条の 2 において、戸籍の謄抄本を職務上で請求する場合

は「弁護士等の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付を請求する書面(統一請求書)に当該弁護士等の職印が押されたものによって請求する方法」と明記されています。

海事代理士の場合は、登録を受けると海事代理士として業務が出来ますが、日本海事代理士会(全国 10 支部)への入会は任意とされています。入会していない海事代理士は会を通じて統一請求書を購入できませんので、その職務上において使用する統一請求書がそもそも存在しないことになります。

しかし、入会していない海事代理士であっても、職務(業務)上での交付請求の機会はありますので、統一請求書が無いことをもって、戸籍法施行規則第 11 条の2 によって制限を加えることはできないと考えられます。

そうすると、この海事代理士は「役所備え付けの交付請求書」に法定記載事項を記入して、交付請求を行うことでしか資格者としての職務上請求の手段を持ち得ないことになります。なお、法令(戸籍法・住民基本台帳法)上からもこうした手段を否定できるとする根拠はありません。

行政書士の場合

行政書士の場合はどう考えたら良いのでしょうか。行政書士にあっては、登録即入会制度ですので、基本的には統一請求書を使用しなければなりません。((行政書士法第13条、連合会会則第62条の2、第62条の3、職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則、本会会則第46条、第49条の2)

しかし、誤って紛失した場合や統一請求書を使い切った場合には、統一請求書がその時点では使用できない状態にあるわけですので、上記の海事代理士の場合と一時的に似たような状況に置かれることになります。

そうするとこの時点では、当該行政書士は「役所備え付けの交付請求書」に法定 記載事項を記入して、交付請求を行うことでしか資格者としての職務上請求の手段 を持ち得ないことになります。

このような場合の職務上請求まで通達に基づいて役所が拒否するなら、通達が法令より上位にくる本末転倒の結果となってしまいます。

5 . 統一請求書購入時の問題点

使用済みの統一請求書は所属会に返却して、新たな用紙を購入することとなっていますが、記載方法や使用目的が職務上請求に合致しているかを点検後に初めて購入が可能とされています。

行政書士法第12条(秘密を守る義務)では依頼者の秘密を守らなければならないとされており、この点検するという会務(会則上の作業)そのものが第12条に抵触する恐れを孕んでいます。

新たに制定された統一請求書は、職務上請求であるより具体的な法定記載事項を 定めていますので、交付申請時の役所窓口での一次チェック、購入時の所属会によ る更なる二次チェックまで必要なのか否かを含めて議論の余地がありそうです。

6.総務省自治行政局の見解

「住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令案」のパブコメに対する考え方が総務省自治行政局から出されています。(20.04.26)

「特定事務受任者が各士業団体に所属しており、資格を有する者であることが明らかとなるよう、統一請求書の作成、頒布を行っている。」

換言すれば、統一請求書の使用は、行政書士会に入会している行政書士がその職務上において交付請求していることの証の一つである。・・ということができます。つまり、これ以外の手段で、現に行政書士会に入会している行政書士であることと、職務上の必要のため交付請求を行うことが証明(確認)できれば、必ずしも統一請求書によることを必要としないというのが、総務省の考えだということになります。

「いわゆる統一請求書は、法令上は本人確認書類の一つとしての扱いであるため、 使用を強制することは困難ですが、特定事務受任者が申し出の任に当たっている 場合には、基本的にこれによるべきと考えている。」

「いわゆる統一請求書は、法令上は本人確認書類の一つとしての扱いであるため、 義務付けられていませんが、特定事務受任者が申し出の任に当たっている場合に は、基本的にこれによるべきと考えている。」

この総務省の考え方(回答との)は、図らずも上記で換言した解釈が正しいことを証明していることになります。

7. 法務省民事局の見解

一方の法務省では、未だに見解が出されていません。行政手続法では、命令等を 定める場合には広く一般の意見を求めなければならない。(第39条)とし、その 結果の公示は当該命令の公布と同時期にしなければならない。(第43条)と定め ています。

ところが、本件に関する法務省のパブコメ募集(案件番号 300080026)は、 平成 19 年 9 月 3 日 ~ 10 月 5 日であり、戸籍法施行規則は平成 20 年 4 月 8 日 公布、5 月 1 日に施行されたにも拘らず、公布後 1 ヶ月以上経過した今日現在に あっても未だに意見結果の公示がなされていません。(ただし、意見の概要につい ては平成 19 年 12 月 25 日に発表されていますが、そこでは、寄せられた意見の 考慮結果については後日報告するとしています。)

なお、行政手続法第43条第2項では、「命令等制定機関は、前項の規定にかか

わらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。」とありますので、「直ちに、速やかに」よりは多少の時間的猶予は許されますが、今日に至っては、法務省自らが行政手続法に抵触していると断言せざるを得ません。